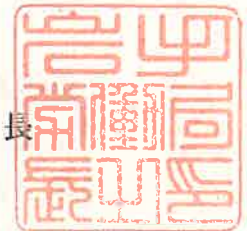




岩労発基0711第4号
令和5年7月11日

関係機関・団体 各位

岩手労働局長



「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則第34条の2の10第2項、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号、鉛中毒予防規則第3条の2第1項第1号及び特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第274号）第1号二及び粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第275号）第4号で規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」（以下「同等以上の者」という。）については、「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」（令和4年9月13日付け岩労発基0913第2号）によりお知らせしておりましたが、今般、同等以上の者として「産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保持している者」を新たに追加することとなりましたので、令和4年9月13日付け岩労発基0913第2号を下記のとおり改めます。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、趣旨を御理解いただき、関係事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 一部改正内容

記の第2の2(2)について次の新旧対照表のとおり改める。

	改正前	改正後
第 2 2 (2)	ア～オ(略) (新設)	ア～オ(略) カ 産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保持している者

2 改正の趣旨

「産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保持している者」は、施行通達第2の2(2)アからオまでに定める者と同等の実務経験、教育内容、更新基準を有していると認められるため、同等以上の者として追加したこと。